

刑事事件における控訴審（第二審）の流れ

地方裁判所・簡易裁判所

第一審判決

控訴申立期間 14日間
控訴申立書を第一審裁判所に提出

控訴申立て

広島高等裁判所には、本庁のほかに岡山支部と松江支部があります。第一審裁判所が、広島地方裁判所（支部及び管内の簡易裁判所を含む、以下同じ）及び山口地方裁判所の事件は本庁、岡山地方裁判所の事件は岡山支部、鳥取地方裁判所及び松江地方裁判所の事件は松江支部がそれぞれ対応しています。

高等裁判所（控訴審）

（第1回公判期日前）

控訴申立人による控訴趣意書の提出
（相手方による答弁書の提出）
裁判所による控訴趣意書、答弁書、第一審の事件記録の検討

（公判期日）

控訴趣意書に基づく弁論
それに対する相手方の弁論
（事実の取調べ）
（事実の取調べに基づく弁論）

（控訴棄却決定）

法令上の方式に違反した控訴申立て等は、判決ではなく決定で控訴棄却となる。

（判決期日）

判決宣告
（判決の種類）
・控訴棄却（第一審判決を維持する。）
・原判決破棄自判（第一審判決を破棄し、高等裁判所が新たな判決を言い渡す。）
……等

上告申立期間 14日間
上告申立書を第二審裁判所に提出

上告申立て

最高裁判所（上告審）